

## Ⅱ 本県の災害廃棄物処理に係る取組

### 1 千葉県災害廃棄物処理計画の策定

近年、我が国では台風、豪雨災害等の自然災害が激化しており、また、南関東地域では、今後30年の間に首都直下地震が70%程度の確率で発生すると予測されます。

災害発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生します。災害時においても公衆衛生の悪化を軽減させ、生活環境を保全するとともに、速やかな復旧・復興を実現するためには、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が必要となります。

千葉県では、今後発生が予測される千葉県北西部直下地震などに伴い発生する災害廃棄物について、適正かつ円滑・迅速に処理するため平成30年3月に「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定しました。



平成23年3月 東日本大震災（発災直後に撮影）  
津波被害状況（飯岡地域） 《提供：旭市》

## 2 千葉県災害廃棄物処理計画の概要

### (1) 策定の経緯と背景

○本県は、大規模地震が発生した場合に生ずる震災廃棄物の処理体制を確立するため、県内市町村向けに処理計画の策定指針やガイドラインを作成してきました。

#### 県の取組

- 千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針 (平成17年3月改定)
- 千葉県災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン (平成25年3月作成)

○国は、東日本大震災等の教訓を踏まえ、廃棄物処理法の改正(平成27年8月)などにより、災害時における廃棄物処理について、平常時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、関係者が連携し、切れ目のない対応が行われるよう強化しました。

#### 国の動き

- 災害廃棄物対策指針 (平成26年3月策定)
- 廃棄物処理法・災害対策基本法の改正 (平成27年8月6日施行)
- 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針 (平成27年11月策定)

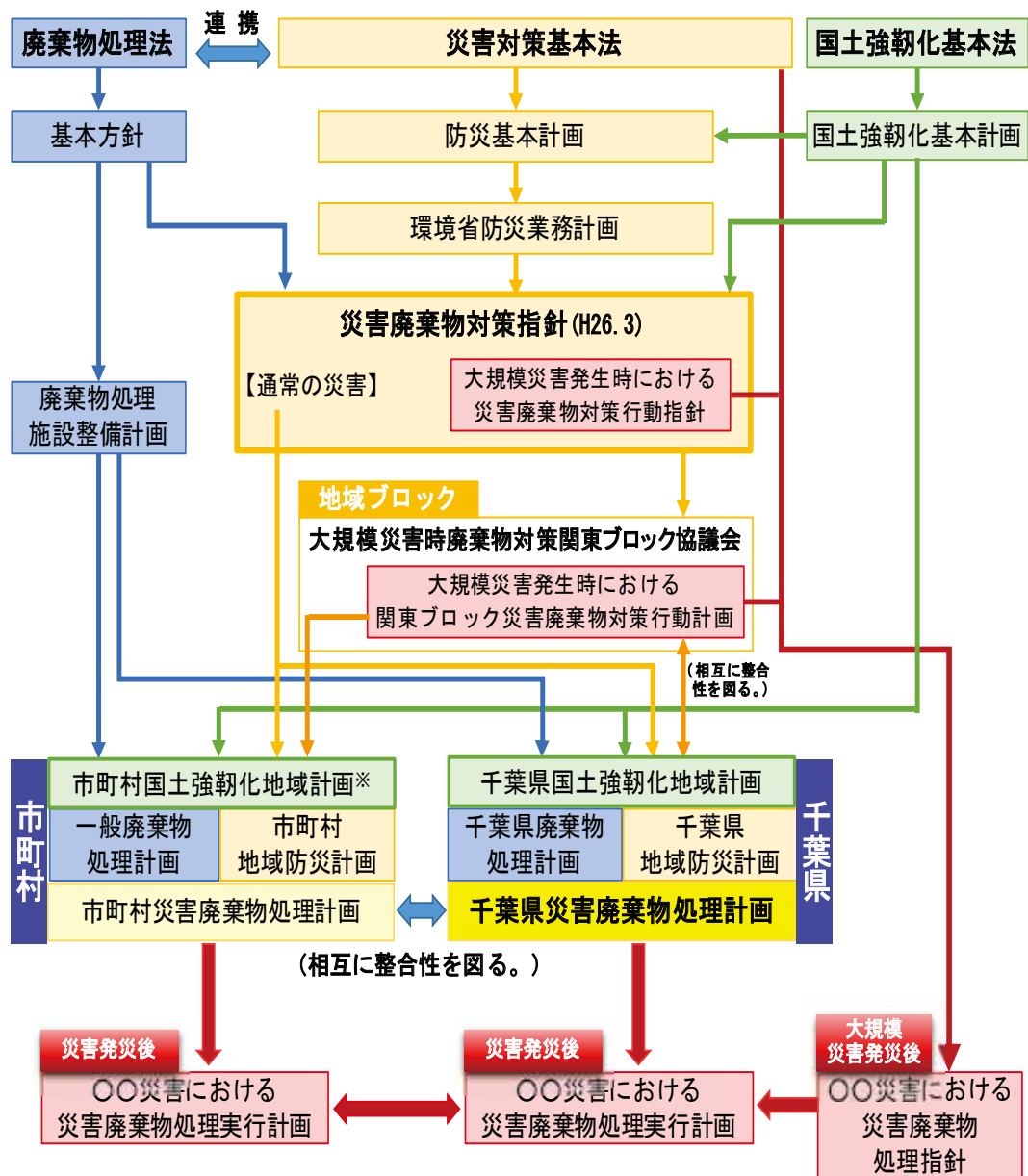
○これらの背景を踏まえ、「千葉県廃棄物処理計画(第9次)」(平成28年3月)において、非常災害時における廃棄物の適正処理に関する事項等について「千葉県災害廃棄物処理計画」として策定することとしました。

### (2) 計画の目的と位置付け

○災害廃棄物処理に関する県の基本的な考え方を明確にします。

○災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な国、県、市町村、関係団体の役割等を示します。

○市町村が災害廃棄物処理計画を策定するに当たり必要な事項について示します。



※市町村は、国土強靱化に係る市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。

### (3) 基本的な考え方

#### ア 計画の基本的な考え方

- 災害廃棄物対策指針並びに千葉県廃棄物処理計画及び千葉県地域防災計画等との整合を図ります。
- 災害廃棄物は、一度に大量に発生し、関係者等との協力体制が不可欠であることから、事前の備えに重点を置き、必要な事項を明確にします。

○被災市町村が、災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理します。

○実効性を継続的に高めるため、適宜見直しを行います。

#### イ 処理の基本的な考え方

○災害廃棄物は、一般廃棄物に該当するため、処理の主体は市町村が基本となります。

○県は、民間事業者や他の市町村との調整、事務委託を受けて自ら処理を行うなど、市町村を支援します。

○最大限、県内での処理を優先しますが、災害の規模に応じて、広域処理を行います。

○災害廃棄物の資源化・減量化を推進し、最終処分量を低減します。

○可能な限り短期間での処理を目指し、適切な処理期間を設定します。

#### (4) 対象とする災害及び廃棄物

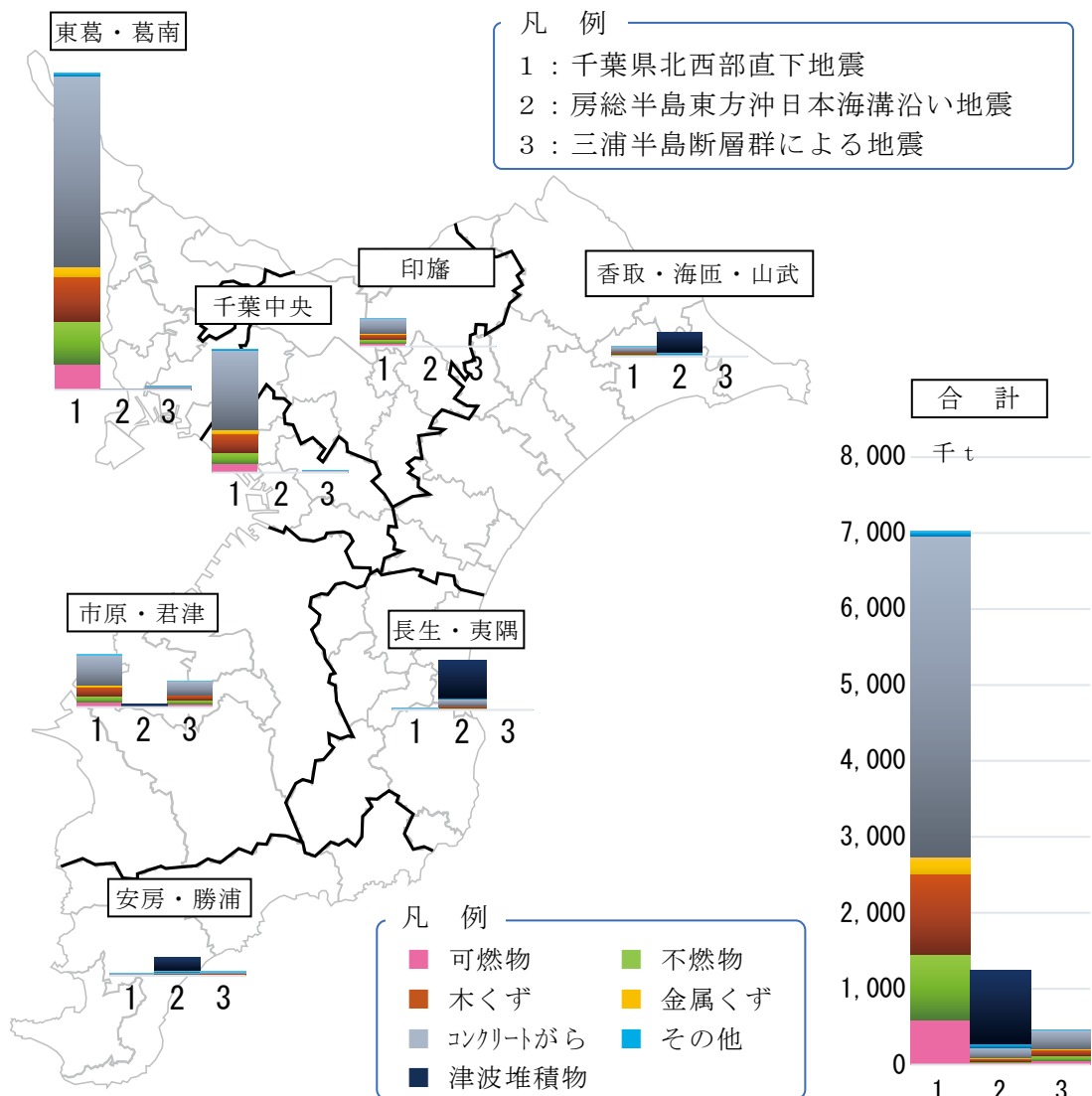
○地震災害、風水害、その他自然災害を対象とします。

区分	内容
災害により発生する廃棄物	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、廃家電、廃自動車、有害物等処理困難な廃棄物、津波堆積物等
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

#### (5) 各主体の役割

主体	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援の実施</li> <li>・市町村、都道府県、国及び関係団体間の協力体制の整備に係る連絡調整</li> <li>・災害時の進捗管理</li> <li>・災害時に、事務委託を受けて処理を代行</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理に係る計画の作成</li> <li>・域内の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理が行える体制の整備</li> <li>・災害時の避難所ごみ、生活ごみ及びし尿等の一般廃棄物の処理</li> <li>・被災市町村の積極的な支援</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理への協力</li> <li>・有害廃棄物や処理困難な廃棄物の主体的な処理</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県間の調整や災害時の専門家チームの派遣</li> <li>・財政支援の実施</li> <li>・法や制度の整備</li> <li>・異常かつ激甚な災害の場合の代行処理</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における廃棄物の処理に関して知識・意識の向上</li> <li>・災害廃棄物の排出時における分別の徹底等により、適正かつ円滑・迅速な処理への協力</li> </ul>

## (6) 被害想定（重量）



## (7) 平常時の取組

### 県の取組

#### ○協力体制の構築

- ・ 県内市町村等の相互協力体制の運営に係る助言、関係団体等との協力体制の運営に係る検討
- ・ 広域処理に係る国（環境省、環境省関東地方環境事務所）、他都道府県との協力体制の運営に係る検討

#### ○市町村における災害廃棄物対策の強化

- ・ 市町村災害廃棄物処理計画の策定に係る技術的支援
- ・ 一般廃棄物処理施設の強靱化や整備に係る助言

○人材の育成・確保

- ・災害廃棄物処理を担う、県及び市町村等職員に対する教育・訓練の実施
- ・廃棄物行政経験者（退職者など）の確保

**市町村の取組**

○事前の備え

- ・災害廃棄物処理計画、発災時のマニュアル等の策定
- ・仮置場の選定、処理フローの検討、仮設処理施設の必要性の検討

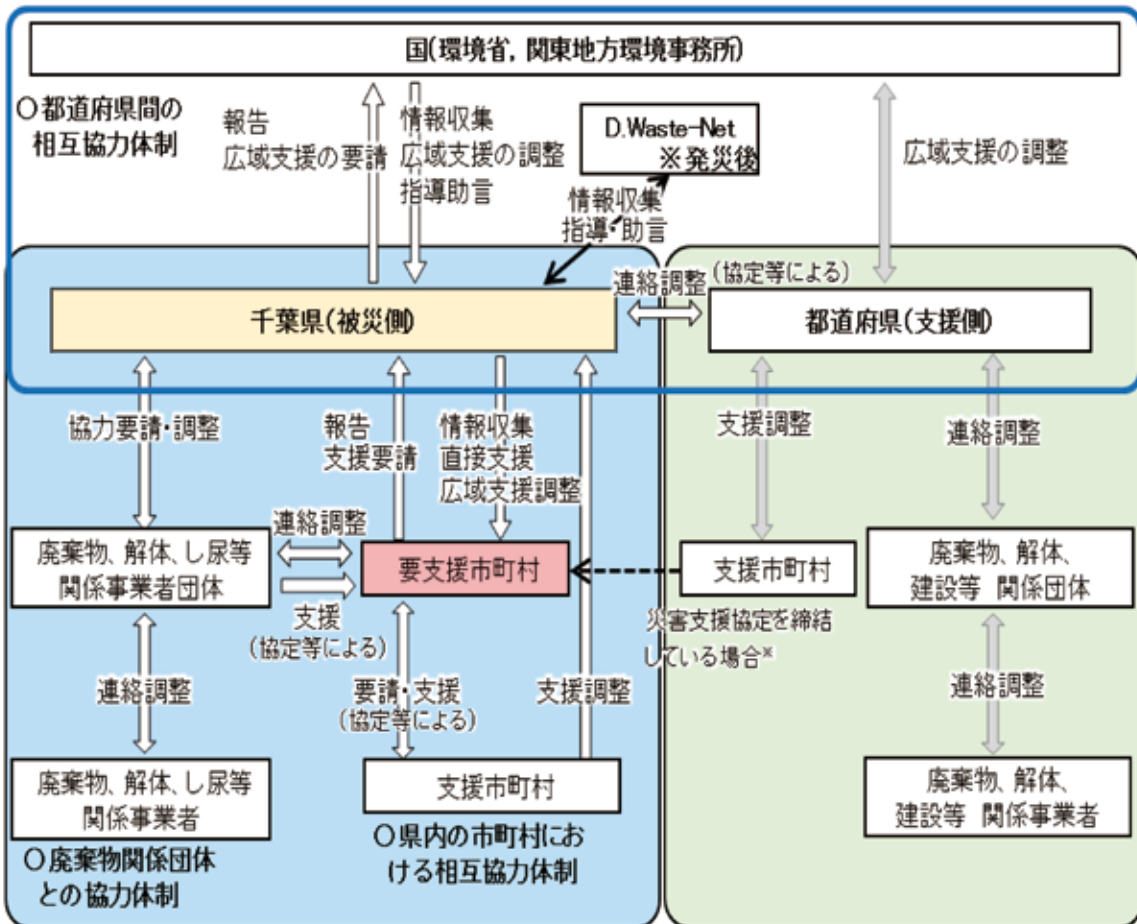
○一般廃棄物処理施設の強靱化

- ・耐震化等の実施
- ・一般廃棄物処理に係る資機材の備蓄

○人材の育成・確保

- ・市町村等職員に対する教育・訓練の実施
- ・廃棄物行政経験者（退職者など）や災害ボランティアの確保

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制



## (8) 発災後の対応

### 県の取組

#### ○初動期

- ・ 県内市町村の被害状況の把握
- ・ 広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整

#### ○応急対応期

- ・ 市町村の要請に応じて、関係団体への支援要請
- ・ 事務委託を受けた場合、二次仮置場の設置及び災害廃棄物の処理の実施
- ・ 市町村処理実行計画の策定支援、必要に応じて県処理実行計画の策定

#### ○復旧・復興期

- ・ 支援、進捗管理の継続実施並びに進捗状況に応じて二次仮置場の現状復旧及び仮設施設の解体撤去

### 市町村の取組

#### ○初動期

- ・ 一般廃棄物処理施設の復旧及びし尿、生活ごみの処理
- ・ 被災状況の確認及び県へ報告

#### ○応急対応期

- ・ 災害廃棄物の仮置場の設置・運営・管理、処理及び進捗管理
- ・ 必要に応じて県へ支援要請（近隣市町村、協定締結団体、事務委託等）
- ・ 市町村処理実行計画の策定

#### ○復旧・復興期

- ・ 災害廃棄物進捗状況に応じて仮置場の現状復旧及び仮設施設の解体撤去



平成 23 年 3 月 東日本大震災  
仮置場における保管状況と撤去後（旧海上中学校跡地、面積約 2ha）  
上：発災 1 か月後に撮影  
下：発災 9 か月後に撮影  
《提供：旭市》